

米子松蔭高等学校授業料等減免規定

(趣 旨)

第1条 この規定は在学する生徒で向学心に燃え心身健全で、且つ経済的理由により授業料等の支弁が困難と認められるものに就学条件の緩和を図るため、授業料等を減免しもって有用な人材を育成することを目的とする。

(授業料等減免対象者の資格)

第2条 授業料等の減免を受けることのできる者は、次の各項に掲げる条件を共に満たしている者のうちから審査に基づき、学校長がこれを決定する。

1. 経済的理由により授業料等の支弁が困難と認められるもの。
2. 向学心強く素行良好で心身健全な成業の見込みあるもの。
3. 鳥取県私立高等学校等生徒授業料等減免補助金交付要綱に定める要件に該当するもの。

(授業料等減免額)

第3条 授業料等の減免額(月額)は、第7条に基づき申告された経済状況に応じ上記第2条第3項による限度額を最高額とする。

(授業料等減免期間)

第4条 授業料等を減免する期間は、授業料等減免決定通知により決定された月からその学年度末までとする。但し、次の項目に該当する場合はその決定を取り消すことがある。

1. 学業成績または素行が不良になったとき。
2. 退学又は転学並びに傷病のため成業の見込みのない者。
3. 授業料の支弁が可能となったとき。

(審査委員会の組織及び決定)

第5条 審査委員会は次の各号に掲げるものを以って組織し、審査委員の任期は1年とする。委員会は委員の過半数をもって成立し、議決は出席委員の過半数による。委員会は毎年5月及び7月に開くものとする。但し、学校長が必要と認めた場合にはこの限りではない。

1. 学校長 1名
2. 教頭、事務長、教務主任
3. その他学校長が必要と認めた者 若干名

(授業料等減免手続)

第6条 授業料等減免を希望する者は授業料等減免申請書(様式第1号)、家庭状況調査書(様式第2号)に第2条に定める資格の要件に該当することを証明する書類を添えて学校長を経て理事長に提出するものとする。

(授業料等減免決定通知)

第7条 授業料等減免決定者に対しては「授業料等減免決定通知書」(様式第3号)を交付する。決定額の変更等があった場合はその都度知らせる。

(授業料等減免辞退)

第8条 授業料等の減免はいつでも辞退できる。辞退する時は「授業料等減免辞退届」(様式第4号)を学校長を経て理事長に提出するものとする。

(審査手続)

第9条 この規定の改定及び審査委員会に必要な内規の改廃は職員会議の審議を経て学校長が決定する。委員会には会議録をおくのものとする。

(附則)

この規定は昭和42年4月1日から実施する

昭和51年4月1日改定実施する。

平成6年4月1日一部改定実施する。

平成20年10月1日一部改定実施する。

平成25年6月26日一部改定実施する。

平成26年8月20日一部改定実施する。

平成30年4月1日一部改定実施する。